

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001 沿革 (略)</p>	
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 「未回収額」とは、輸出契約等に係る以下の各金額のうち、第26条に基づく保険金の支払の請求時において回収できていない金額（延滞利息を除く。）をいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第3条第2号又は第4号のてん補危険にあつては、第4条第1号から第9号まで、第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限までに回収することができない代金等の額</p> <p>ハ (略)</p> <p>十～十三 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 「未回収額」とは、輸出契約等に係る以下の各金額のうち、第26条に基づく保険金の支払の請求時において回収できていない金額（延滞利息を除く。）をいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第3条第2号又は第4号のてん補危険にあつては、第4条第1号から第9号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限までに回収することができない代金等の額</p> <p>ハ (略)</p> <p>十～十三 (略)</p>	
<p>(てん補危険)</p> <p><b>第3条</b> 日本貿易保険は、次の各号の損失のうち、保険契約により規定された損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	<p>(てん補危険)</p> <p><b>第3条</b> 日本貿易保険は、次の各号の損失のうち、保険契約により規定された損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	

<p>一 (略)</p> <p>二 被保険者が、輸出契約等に基づいて輸出貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売若しくは賃貸した場合において、次条第1号から第9号まで、第12号から第14号までのいずれかに該当する事由によって当該輸出貨物又は仲介貿易貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失</p> <p>三 (略)</p> <p>四 被保険者が、輸出契約等に基づいて技術等の提供を開始し、当該技術等の提供の対価が当該契約の当事者間で確認されている場合において、次条第1号から第9号まで、第12号から第14号までのいずれかに該当する事由によって当該対価を回収することができないことにより受ける損失</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 被保険者が、輸出契約等に基づいて輸出貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売若しくは賃貸した場合において、次条第1号から第9号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由によって当該輸出貨物又は仲介貿易貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失</p> <p>三 (略)</p> <p>四 被保険者が、輸出契約等に基づいて技術等の提供を開始し、当該技術等の提供の対価が当該契約の当事者間で確認されている場合において、次条第1号から第9号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由によって当該対価を回収することができないことにより受ける損失</p>	
<p>(損失額)</p> <p>第5条 第3条第1号のてん補危険の損失の額は、保険価額のうち、被保険者が前条第1号から第13号までのいずれかに該当する事由により輸出することができなくなった輸出貨物又は販売若しくは賃貸することができなくなった仲介貿易貨物（前条第1号、第2号又は第8号のイ若しくはニのいずれかに該当する事由が生じたため輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸が著しく困難となったと認められる場合において、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日までに輸出することができなかった輸出貨物及び販売若しくは賃貸することができなかった仲介貿易貨物を含む。）の輸出契約等に基づく代金又は賃貸料の額から次条各号の金額を控除した残額をいう。</p> <p>2 第3条第2号又は第4号のてん補危険の損失額とは、保険価額のうち、前条第1号から第9号まで、第12号から第14号までのいずれ</p>	<p>(損失額)</p> <p>第5条 第3条第1号のてん補危険の損失の額は、保険価額のうち、被保険者が前条第1号から第13号までのいずれかに該当する事由により輸出することができなくなった輸出貨物又は販売若しくは賃貸することができなくなった仲介貿易貨物（前条第1号、第2号又は第8号のイ若しくはニのいずれかに該当する事由が生じたため輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸が著しく困難となったと認められる場合において、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日までに輸出することができなかった輸出貨物及び販売若しくは賃貸することができなかった仲介貿易貨物を含む。）の輸出契約等に基づく代金又は賃貸料の額から次条各号の金額を控除した残額をいう。</p> <p>2 第3条第2号又は第4号のてん補危険の損失額とは、保険価額のうち、前条第1号から第9号まで、第12号又は第14号のいずれかに</p>	

<p>かに該当する事由により被保険者が決済期限（前条第14号に該当する事由によるときは、決済期限から3月を経過した日）までに回収することができない代金等の額から次条各号（第5号及び第6号を除く。）の金額を控除した残額をいう。</p> <p>3 （略）</p>	<p>該当する事由により被保険者が決済期限（前条第14号に該当する事由によるときは、決済期限から3月を経過した日）までに回収することができない代金等の額から次条各号（第5号及び第6号を除く。）の金額を控除した残額をいう。</p> <p>3 （略）</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		